平成２７年（フ）第３６号
青森県上北郡おいらせ町新助川原32番地２
おいらせ住宅３号
債務者　石切　敏広
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第５２号
岐阜県大垣市浅草３丁目78番地　アメニティーハウスＡ―103号
債務者　本田　三鶴（旧姓日比）
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
静岡県御殿場市川島田844番地の１　富士見ハイツ302
債務者　橘田　英文
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１７１３号
大阪市此花区四貫島２丁目９番５号、住民票上の住所大阪市此花区四貫島２丁目９番４号
債務者　岡本　有司
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７３０号
大阪市都島区中野町１丁目４番７号　カーサー桜宮206号
債務者　松村　智樹
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７８４号
大阪市此花区高見１丁目６番22―1301号、前住所東京都多摩市永山３丁目３番地７―203
債務者　金藏　義博
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８７６号
大阪府高槻市赤大路町23番15号
債務者　大西　早織（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８７８号
大阪市平野区瓜破５丁目２番13号　201
債務者　中野健太郎
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９１９号
大阪府高槻市真上町６丁目13番５―205号、前住所大阪府高槻市淀の原町19番11号
債務者　上杉　浩樹
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９９５号
大阪市鶴見区今津北５丁目11番６―605号
債務者　藤田　英子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２００５号
大阪府東大阪市稲葉３丁目７番30号
債務者　井澤　秀武
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０３７号
大阪府守口市滝井元町３丁目７番６号
債務者　森本　　恵
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０８４号
大阪府吹田市朝日町２番605―８号
債務者　田和　俊哉
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３１９号
大阪府豊中市螢池西町１丁目11番13―402号
債務者　進　　香織
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４６７号
大阪府八尾市上之島町南３丁目97番地　ウエストリバー山本201号
債務者　花木　満子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５０７号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目11番33号コーポあべの301号
債務者　宮井　一好
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３７号
堺市西区草部1800番地　６棟305号、前住所堺市西区鳳西町１丁88番地２　東棟２号
債務者　川本　一夫
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係